

札幌市認定プログラム活用促進補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 12 日 経済観光局長決裁
直近改正 令和 8 年 7 月 9 日

(通則)

第 1 条 札幌市認定プログラム活用促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和 8 年規則第 24 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本補助金は、札幌市認定プログラムを活用して市内 IT 企業が IT 人材を採用した際にかかる経費（当該採用に至る前段階として実施したインターンシップに係る費用等を含む。）の一部を補助することにより、札幌市認定プログラムの活用及び IT 人材育成を促進し、もって札幌市産業における IT 人材の確保育成を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 札幌市認定プログラム 札幌市 IT 人材確保プログラム認定制度実施要綱に基づき札幌市が認定したプログラムのうち補助対象経費を定めているものをいう。
- (2) 認定番号 札幌市認定プログラムを識別するために付与される通し番号をいう。
- (3) プログラム実施者 札幌市認定プログラムの実施主体をいう。
- (4) IT 産業等 総務省が定める日本標準産業分類（令和 5 年 7 月改定）に基づく以下のいずれかに該当する事業をいう。

大分類 E 製造業－中分類 26 生産用機械器具製造業－小分類 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
－小分類 269 その他の生産用機械・同部分品製造業

大分類 E 製造業－中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

大分類 E 製造業－中分類 29 電気機械器具製造業－小分類 296 電子応用装置製造業

－小分類 299 その他の電気機械器具製造業

大分類 E 製造業－中分類 30 情報通信機械器具製造業

大分類 G 情報通信業－中分類 37 通信業

大分類 G 情報通信業－中分類 39 情報サービス業

大分類 G 情報通信業－中分類 40 インターネット附随サービス業

大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業－中分類 71 学術・開発研究機関

－小分類 711 自然科学研究所

－細分類 7112 工学研究所

－中分類 74 技術サービス業（他に分類されないもの）

－小分類 743 機械設計業

－小分類 744 商品・非破壊検査業

- (5) 中小企業 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は従業員の数が 300 人以下の事業者（個人事業主も含む）をいう。
- (6) 中堅企業 従業員の数が 2,000 人以下の事業者（個人事業主も含む）をいう。
- (7) みなし大企業 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業及び中堅企業並びに大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業及び中堅企業をいう。
- (8) 組合等 中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項第 6 号から第 8 号までに定める法人（企業組合等）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する一般社団法人等をいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請時点において、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 法人格を有する者
 - (2) 札幌市内に拠点を有し、IT産業等を主たる事業として営む中小企業、中堅企業又は組合等(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）に沿った雇用契約を結んでおり、就業規則を整備し、週2日（4週8休）以上の休日を設定している者
- 2 前項の規定に関わらず、規則第5条第3項第1号から第3号に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者になることはできない。
- (1) みなし大企業に該当する者
 - (2) 札幌市に対する税金や使用料等の債務の支払いを滞納している者
 - (3) 別表1に記す事業を営む者
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者
 - (5) 補助事業の実施に関し、法令に違反している者
 - (6) 重大又は悪質な法令違反をしている者
 - (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
 - (8) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）又は会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による申立て等、事業継続について不確実な状況にある者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、札幌市認定プログラムから輩出されたIT人材（以下「補助対象IT人材」という。）の採用にかかる経費（当該採用に至る前段階として実施したインターンシップに係る費用等を含む。）のうち、別表2に掲げる経費とする。

（補助金の交付額、申請上限回数）

- 第6条 補助金額は、補助対象経費の10分の10とし、補助対象IT人材の採用1件につき25万円を上限として交付する。
- 2 受給可能な補助金の回数は、札幌市認定プログラム及び補助事業者の組み合わせごとに2回を上限とする。
- 3 前項の回数は、異なる会計年度間における補助金の回数を合算して考える。
- 4 第2項の補助事業者及び札幌市認定プログラムの同一性は、次の各号に掲げるとおり判断する。
- (1) 補助事業者 会社法人等番号が同一のものは、同一の補助事業者とする。
 - (2) 札幌市認定プログラム 認定番号が同一のものは、同一の札幌市認定プログラムとする。

（補助金の交付申請）

- 第7条 交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書兼誓約書（以下「申請書」という。）（様式1）及び添付書類を、札幌市に提出するものとする。
- 2 規則第4条第2項に定める書類の提出は、これを要しない。
- 3 補助金の交付申請は、札幌市が特別に認めた場合を除き、次に掲げる各号の日付のうち最も遅い日付から起算して30日以内に行わなければならない。
- (1) 補助対象経費の支出を行った日
 - (2) 補助対象IT人材と正規雇用契約を締結した日
- 4 前項各号に掲げるいずれかの日付が、札幌市認定プログラムの認定日より過去日の場合、補助金の交付申請を行うことはできない。

（予算）

第8条 補助金は、札幌市が交付決定した日が属する会計年度の予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付決定及び額の確定等）

- 第9条 規則第7条第1項に定める補助金の交付を決定したときは、同時に交付すべき補助金の額を確定するものとする。
- 2 規則第7条第1項の規定による交付決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は、

交付決定通知書（様式２）により併せて行うものとする。

- 3 規則第７条第２項の規定による補助金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書（様式３）により通知するものとする。
- 4 第１項の規定により交付決定と同時に額の確定を行うため、規則第13条に規定する実績報告書の提出は要しない。

（補助金の交付を受けた者の義務）

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 札幌市認定プログラムを活用して採用した補助対象IT人材のうち申請書に記した者（以下「採用IT人材」という。）を札幌市内に立地する拠点に配属する義務
 - (2) 採用IT人材が採用後１年以内に退職（解雇、退任等を含む。）した場合、速やかに退職状況報告書（様式第４号）にて札幌市に報告を行う義務
 - (3) 札幌市からの要請を受けて、札幌市認定プログラム制度の周知活動に可能な範囲で協力する義務
 - (4) 札幌市からの要請を受けて、札幌市認定プログラム制度に係るアンケート調査に回答する義務
 - (5) 第４条第２項第１号から第８号までのいずれかに該当した場合に、遅滞なく札幌市に報告する義務
- 2 前項第２号の報告について、採用IT人材の退職に伴い補助対象経費に該当する支出の返還等があった場合は、退職状況報告書（様式第４号）に加えてその金額を証する文書の写し等も添付すること。
 - 3 第１項第４号の調査結果は、調査時に合意した条件の範囲内で、札幌市によって対外的に公表することができる。

（補助金交付決定の取り消し）

第11条 規則第17条に定める場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱若しくは本要綱に基づく札幌市の処分又は指示に反する事実が明らかになった場合
- (2) 補助金申請又は札幌市認定プログラムを活用する過程において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
- (3) 補助金の交付申請後に、第４条第２項第１号から第８号までのいずれかに該当した場合

（検査）

第12条 補助事業者は、採用IT人材の就業状況について札幌市から報告を求められた場合及び経理等の状況について検査を求められた場合は、これに応じなければならない。

（その他）

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

この要綱は、令和７年５月12日から施行する。

附 則（令和８年４月10日改正）

この要綱は、令和８年４月10日から施行する。

附 則（令和８年７月９日改正）

この要綱は、令和８年７月９日から施行する。

別表 1

- ・ 食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業
- ・ ゴルフ会員権売買などの金融業
- ・ 保険媒介代理業及び保険サービス業を除く保険業
- ・ 投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業
- ・ もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所
- ・ 風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業
- ・ モーターなどの旅館業
- ・ 特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業
- ・ 芸妓周旋を行う民間職業紹介業
- ・ その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人を除く）、公務、集金業、取立業、学校法人など）

別表 2

項目名	項目説明
プログラム参加費	札幌市認定プログラムの参加費用として、市内IT企業からプログラム実施者に支払う費用
人材紹介手数料	札幌市認定プログラムを活用して採用が決まった場合の成功報酬として、市内IT企業からプログラム実施者に支払う費用
教育費	採用IT人材の教育にかかる経費として、市内IT企業からプログラム実施者に支払う費用
外国人エンジニア採用支援費	外国人エンジニアの採用に関する諸経費（現地送り出し機関への手数料、海外インターン生受入事業負担金、日本への往復渡航費用、ビザ取得にかかる費用、住居手配（宿泊を含む）にかかる費用、当該採用に至る前段階として実施したインターンシップに係る実費等）及びその手数料として、市内IT企業からプログラム実施者に支払う費用。 なお、プログラム実施者以外の者に支払う経費については、当該プログラムに要した経費であることを証明できる証跡書類の提出があるものに限る。
その他	その他市長が認める経費

(あて先) 札幌市長

補助金交付申請書兼誓約書

札幌市認定プログラム活用促進補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
また、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約するとともに、札幌市認定プログラム活用促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定められた内容を順守することを誓約します。

1 申請者概要

会社法人等番号		
法人名		
代表者氏名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
本社所在地	〒	
企業WEBサイトのURL		
業種		
業務内容 (簡潔に記載してください)		
雇用状況	雇用者総数	名
	当年度における採用人数（見込）	名
その他要件確認	以下で選択した各要件に該当しないことを誓約します。 ※該当しないものを全て選択	
	☐	みなし大企業に該当する者
	☐	札幌市補助金等交付規則第 5 条第 3 項第 1 号から第 3 号に規定する者
	☐	札幌市に対する税金や使用料等の債務の支払いを滞納している者
	☐	要綱別表に記す事業を営む者
	☐	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者
	☐	補助事業の実施に関し、法令に違反している者
	☐	重大又は悪質な法令違反をしている者
	☐	行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
☐	民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）又は会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による申立て等、事業継続について不確実な状況にある者	

2 活用した札幌市認定プログラム

プログラム名	
認定番号	
当該プログラムを 活用した理由	
当該プログラムを 認知した契機	

3 補助申請内容

補助対象経費	項目名			
	支出金額			
	支出年月日	令和	年	月 日
申請人数	申請人数 ※該当するものを1つ選択			
	☐	1名	☐	2名
補助金交付申請額	補助金交付申請額			

※注 1つの札幌市認定プログラムにつき2名を上限として受給可能。

例1) 認定プログラムAの活用実績なし。

⇒認定プログラムAを活用して5名採用した場合、最大2名分（500,000円）まで申請可。

例2) 令和7年度、認定プログラムAを活用して1名分の補助金を受給済。

⇒令和8年度に追加で認定プログラムAを活用した場合、最大1名分（250,000円）まで申請可。

例3) 令和7年度、認定プログラムAを活用して2名分の補助金を受給済。

⇒令和7年度に追加で認定プログラムBを活用した場合、最大2名分（500,000円）まで申請可。

4 札幌市認定プログラムを活用して採用

氏名（フリガナ）			
国籍			
契約年月日	令和	年	月 日
就業開始年月日	令和	年	月 日
雇用形態	☐	正規雇用	
	☐	それ以外 ※補助対象に該当しません。	
採用後の職務等	配属予定部署の所在地	〒	
	※札幌市以外の場合は補助対象に該当しません。		
	採用後の役職		
	配属予定部署		
	職種		

※注 申請人数が2名の場合は、本表を複製のうえ2名分の情報を記入すること。

5 補助金振込口座

振込先金融機関	(支店名：)
預金種目	
口座番号	
口座名義	

6 補助金の交付決定の取り消し及び返還に係る誓約

誓約事項	以下の事項について誓約します。	
	☐	要綱第10条に定められた義務を誠実に履行する。
	☐	要綱第11条に定められた事項に該当する場合、補助金の返還に応じる。

7 本様式以外の提出書類

☐	登記事項証明書（申請日の3カ月前以内に発行されたもの）の写し
☐	定款の写し
☐	就業規則の写し
☐	雇用契約書又は労働条件通知書の写し ※申請人数分提出すること
☐	納税証明書（市区町村民税）（申請日の3カ月前以内に発行されたもの）の写し
☐	札幌市認定プログラムを活用して人材を雇用したことが確認できる書類の写し
☐	補助対象経費の金額及び支出が確認できる書類の写し
☐	【補助対象経費のうちプログラム実施者以外の者に支払う経費】 当該プログラムに要した経費であることを証明できる証跡書類
☐	振込口座が確認できる書類（通帳等）の写し

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式第2号

札幌イ第 号
令和 年 月 日

(申請者名) 様

札幌市長 秋元 克広

交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のありました札幌市認定プログラム活用促進補助金については、札幌市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第5条の規定により審査した結果、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 対象の札幌市認定プログラム

プログラム名

認定番号

これまでの当該プログラムにおける補助金交付回数 _____回

2 補助確定金額 _____円

3 補助条件は次のとおりとする。

- (1) 札幌市認定プログラム活用促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条に定めた義務を履行しなければならない。
- (2) 規則第17条及び要綱第11条に該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。
- (3) 要綱第12条に定めたとおり、札幌市認定プログラムを活用して採用したIT人材の就業状況について札幌市から報告を求められた場合及び経理等の状況について検査を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 規則第21条に該当する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (5) 規則第22条に定めたとおり、帳簿及び書類を備付け、整理し、保存しなければならない。
- (6) その他、規則及び要綱に記載されている事項について、順守すること。

【担当】 経済観光局経済戦略推進部
イノベーション推進課IT産業係

●●・■■ Tel 211-2379

様式第3号

(申請者名) 様

札幌イ第 号
令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広

不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった札幌市認定プログラム活用促進補助金について、札幌市補助金等交付規則第5条の規定により審査した結果、下記のとおり補助の交付を行わないことを決定したので通知します。

記

1 不交付の理由

【担当】 経済観光局経済戦略推進部
イノベーション推進課IT産業係
●●・■■ TEL 211-2379

(あて先) 札幌市長

所在地 〒

法人名
代表者職氏名

担当者名
連絡先

退職等状況報告書

札幌市認定プログラム活用促進補助金について要綱第10条の規定により、次のとおり、補助対象雇用者の退職の報告を行います。

採用者の概要	(1) 氏名： (2) 生年月日（年齢）： (3) 活用した人材確保育成プログラム ア プログラム名： イ 認定番号：
就業等状況	(1) 採用（契約）年月日： (2) 役職： (3) 勤務先の住所： (4) 配置部署： (5) 職種： (6) 採用後の報酬： _____円 (7) 採用者の具体的な活用内容（業務の内容） (8) 退職年月日： (9) 退職理由： (10) 返還を受けた補助対象経費に 該当する支出金額： _____円 ※返還を受けた金額を証する文書の写しを添付すること